

2.2.12

〒989-1243 宮城県柴田郡大河原町字南129-1
TEL 0224-53-3121 (疾病対策班直通)
FAX 0224-52-3678

仙南保健所
(仙南保健福祉事務所)

FAX

送付先: 管内 医療機関

結核健康診断ご担当者 様

発信元: 宮城県仙南保健所 疾病対策班 門村弘美 (かむら)

送付枚数: 3枚 (送信票を除く) 日付:令和2年2月12日 (水)

件名: 結核に係る定期の健康診断の報告について

至急! ご参考まで ご確認ください ご返信ください ご閲覧ください

日頃大変お世話になっております。

このことについて、例年、各医師会・歯科医師会を通じて依頼し、管内医療機関からご報告をいただいておりますが、貴医院よりまだご報告をいただいております。

お忙しいところ、大変恐縮ですが、**2月19日(水)**までに、ご提出いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご報告いただく実績は、平成31年1月～令和元年12月になります。

(送付内容)

- ① 医師会・歯科医師会への依頼文書(県庁担当課→医師会・歯科医師会)
- ② 報告枠(様式1:結核健康診断月報)
- ③ 法的根拠資料

なお、既にご報告いただいている場合は、当所の不具合により届かなかったものと思われる。大変お手数をおかけしますが、再度送信いただきますようお願いいたします。

宮城県仙南保健所 門村



疾感対第698号
令和元年12月20日

各郡市医師会長 } 殿
各地区歯科医師会長 }

宮城県保健福祉部長
(公印省略)

結核に係る定期の健康診断の報告について(通知)

本県の結核予防の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という。)第53条の7及び法施行規則第27条の5に基づき、各病院及び各診療所(仙台市内を除く)の長は定期の健康診断を実施した月の翌月10日までに管轄する保健所長へ報告することとなっていますので、適切な事務処理について御指導願いますとともに、貴会員に御周知願います。

なお、公益社団法人宮城県医師会及び一般社団法人宮城県歯科医師会には、別に通知しています。

(参考)

1 報告様式

様式1「結核健康診断月報」

様式は宮城県ホームページからダウンロード可能です。

(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/situkan/index-top.html>)

※様式を一部改正しておりますが、各病院及び各診療所の長の報告内容に変更はありません。

2 報告先

別紙「県保健所連絡先一覧」に記載の管轄保健所

※仙台市内の各病院及び各診療所は、仙台市保健所各支所へ御報告願います。

担当：疾病・感染症対策室
感染症対策班 鈴木

TEL：022-211-2632

FAX：022-211-2697

E-mail：situkan-k@pref.miyagi.lg.jp

2.2.12

様式第1号

結核健康診断月報

宮城県知事 殿
(管轄保健所・政令市経由)

年 月分

平成31年1月～令和
元年12月の実績を
ご報告願います。

報 告 年 月 日

事業者、学校、施設
又は市町村の名称

担当課(班)及び担当者名

所 在 地

電 話 番 号

結核定期健康診断 (*政令市を除いた健診実施者は、記入すること。)

* 市町村は、別紙「各市町村の結核定期健診状況(市町村用)」を添付すること

| 健 診 実 施 者 | 事業者 | 学校長 | | | 施設の長 | 市町村長 | | 計 |
|------------------------|---------------------------|-----|------------|--------------|------|-------|-------------------------|---|
| | | 高校 | 大学 (短大) | その他、 左記以外 | | 65歳以上 | その他、特 に必要と認 められる者 | |
| 健診対象者数(A) | | | | | | | | 0 |
| 健診(受診)者数(B) | | | | | | | | 0 |
| 検査内容 | 間接撮影者数 | | | | | | | 0 |
| | 直接撮影者数 | | | | | | | 0 |
| | かくたん検査者数 | | | | | | | 0 |
| 被発見者数(C)+(D) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 内 訳 | 結核発病者(患者) (C) | | | | | | | 0 |
| | 結核発病のおそれがある と診断された者(D) | | | | | | | 0 |
| 推計人口(毎年10月1日現在) (F) | | | | | | | | 0 |

【備考】※H29年(1月～12月)未健診の対象者がいる場合、簡単に未健診の理由等こちらに御記入ください。確認のためお電話する
場合もあります。

[記入上の注意] *下記の点に注意の上、該当項目について記入願います。

1「事業者」;事業者が従業者に行う定期健診。学校(専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。)、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設の従事者に対して行ったものについて計上すること。

2「学校長」;学校長が行う定期健診。大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校(専門学校、養護学校等。修業年限が1年未満のものを除く。)の学生又は生徒に対して入学した年度に行ったものについて計上すること。

3「施設の長」;施設長が行う定期健診。法第11条第1号に掲げる刑事施設に収容されている者(20歳以上)又は社会福祉法に規定する施設に入所している者(65歳以上)に対して行ったものについて計上すること。また、精神科病院を始めとする病院、老人保健施設等の医学的管理下にある施設に収容されている者に対して、施設の管理者は必要に応じた定期健診を実施した場合は計上すること。

4「市町村長」;市町村長が行う定期健診。

(1)65歳に達した年度以上の高齢者について行ったものについて計上すること。

(2)「その他、特に必要と認められる者」;結核発病の危険が高いとされる住民層(例えば、住所不定者、職場での健康管理が十分とはいえない労働者、海外の高まん延地域からの入国者等が想定される。)および発病すると二次感染を起こしやすい職業に就労している者等に勧奨により実施した場合は計上すること。

5「結核発病の恐れがあると診断された者」;精密検査の対象者について計上するもの。

6 感染症法53条の7の規定により、定期の健康診断の実施者は、法第53条の2の規定によって行った定期の健康診断及び法53条の4の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、一月ごとに取りまとめ、翌月10日までに管轄保健所長を経由して、都道府県に報告すること。

参考資料

結核定期健康診断にかかる関係法令（抜粋）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）

➤ 第53条の2（定期の健康診断）

- 1 労働安全衛生法第2条第3号に規定する「事業者」、「学校の長」又は「矯正施設その他の施設で政令で定める者の長」は、それぞれ「当該事業者の行う事業において業務に従事する者」、「当該学校の学生、生徒若しくは児童」又は「当該施設に収容されている者であって政令で定める者」に対して、政令で定める定期において、期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。
- 2 略
- 3 市町村長は、その管轄する区域内に居住する者（小学校就学の始期に達しない者を除く。）のうち、第1項の健康診断の対象者以外の者であって政令で定める者に対して、政令で定める定期において、保健所長の指示を受け期日又は期間を指定して、結核に係る定期の健康診断を行わなければならない。
- 4及び5 略

➤ 第53条の3（受診義務）

- 1 第53条の2第1項又は第3項の健康診断の対象者は、それぞれ指定された期日又は期間内に、事業者、学校若しくは施設の長又は市町村長の行う健康診断を受けなければならない。
- 2 略

➤ 法第53条の7（通報又は報告）

- 1 健康診断実施者は、定期の健康診断を行ったときは、その健康診断につき、受診者の数その他厚生労働省令で定める事項を、当該健康診断を行った場所を管轄する保健所長を経由して、都道府県知事に通報又は報告しなければならない。
- 2 略

➤ 法施行令第12条（対象者、定期及び回数）

事業者：「学校」、「病院」、「診療所」、「助産所」、「介護老人保健施設」又は「社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設」において業務に従事する者（毎年度）

学校の長：「大学」、「高等学校」、「高等専門学校」、「専修学校」又は「各種学校」（専門学校、養護学校等。修業年限が1年未満のものを除く。）の学生又は生徒（入学した年度）

施設の長：「刑事施設に収容されている20歳以上の者」又は「社会福祉法に規定する施設に入所している65歳以上の者」（毎年度）

市町村：（1）「65歳に達した年度以上の者」（毎年度）

（2）「その他、特に必要があると認められる者」：

市町村における結核の発生状況、結核患者の発見率その他の事情を勘案して、例えば、結核発病の危険が高いとされる住民層（住所不定者、職場での健康管理が十分とはいえない労働者、海外の高まん延地域からの入国者等が想定される。）及び発病すると二次感染を起こしやすい職業に就労している者等に、市町村の勧奨により実施した者

➤ 法施行規則第27条の5（通報又は報告）

- 1 定期の健康診断実施者は、法第53条の2の規定によって行った健康診断及び法第53条の4の規定によって診断書その他の文書の提出を受けた健康診断について、次に掲げる事項を、一月ごとに取りまとめ、翌月の10日までに、法第53条の7第1項の規定に従い通報又は報告しなければならない。

2及び3 略

- 1 事業者の行う事業、学校若しくは施設の所在地及び名称又は市町村若しくは都道府県の名称
- 2 実施の年月
- 3 方法別の受診者数
- 4 発見された結核患者及び結核発病のおそれがあると診断された者の数